

入札説明書

令和8年札幌市告示第624号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年2月10日

2 契約担当部局

〒060-8572 札幌市中央区南3条西11丁目（中央市税事務所1階）

札幌市財政局中央市税事務所納税課事務係（電話011-596-9012）

メールアドレス chuo-nouzei-jimu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター駐車場整理業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで（6か月）
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「警備業」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。（詳細については、別記1「事後審査型一般競争入札における特定の関係にある資格者同士の入札参加に関する制限」参照）
 - ア 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (7) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号及び第2号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。
 - イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する者(労働基準法第9条に定める労働者)を、社会保険加入義務のある雇用条件により現に5人以上雇用していること。
- (8) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (9) 告示日を起点とした過去2年間において、駐車場整備業務の履行実績があること。
- (10) 事業協同組合等がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)～(9)に定める資格について、次のとおり取扱う。
 - ア (7) のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあっては、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとし、人員にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとし、人員にあっては、当該組合と組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)に係る人員の合計値とすることができる。
 - イ (8) 及び(9)に掲げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとすることができます。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2の場所及び札幌市財政局のホームページ上に掲載。
(HPアドレス <https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>)
なお、上記2の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という)を除く毎日、8時45分から17時15分までとする。
- (2) 入札書の提出先及び提出期限
札幌市財政局中央市税事務所納税課事務係(札幌市中央区南3条西11丁目)
令和8年(2026年)2月25日(水)17時00分(必着)
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙1「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
 - ア 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、「令和8年2月26日(木)11時40分開札 札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター駐車場整理業務 入札書在中」の旨を記載し、上記(2)あてに提出期限までに提出すること。
 - イ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には

入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記（2）あてに送付すること（提出期限必着）。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

（4）調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和8年2月18日17時15分までの間で提出すること（必着）。

ウ 回答書の閲覧

令和8年2月20日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市財政局のホームページに掲載する。

（5）入札の無効

ア 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

（6）入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

（7）代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、上記（2）の提出期限までに委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（8）開札の日時及び場所

令和8年（2026年）2月26日（木）11時40分

札幌市中央市税事務所1階会議室1（札幌市中央区南3条西11丁目）

（9）開札

ア 開札は、上記5（8）の場所において行う。入札者又はその代理人は立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札

参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札についても、郵送又は持参による。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 最低制限価格の設定 有

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成24年1月11日財政局理事決裁）に基づき最低制限価格を設定する。（別記3「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類（別記2「入札参加資格審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。

また、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレ

スとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を、新たな落札候補者として上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、札幌市財政局のホームページ上に掲載する。

(HP アドレス <https://www.city.sapporo.jp/citytax/keiyaku/keiyakujouhou.html>)

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項別添のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(9) 本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和7年度、その他の単価等については令和8年度を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。本調達案件の受託者は、令和8年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。当該協議により変更する金額については、「令和8年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。